

# 令和4年7月定例会議案

久喜市教育委員会

## 議 案 目 録

- 議案第 36 号 久喜市教育委員会所管の委員等の委嘱又は任命について . . . . . 1
- 議案第 37 号 久喜市特別支援教育就学奨励費支給規則について . . . . . 4
- 議案第 38 号 久喜市障がい児就学支援委員会への諮問について . . . . . 15
- 議案第 39 号 令和 5 年度使用久喜市立小・中学校特別支援学級用教科用図書採択について . . . . . 17

議案第 36 号

久喜市教育委員会所管の委員等の委嘱又は任命について

久喜市教育委員会所管の委員等について、別紙のとおり委嘱又は任命することについて議決を求める。

令和 4 年 7 月 22 日提出

久喜市教育委員会  
教育長 柿 沼 光 夫

議案第36号 「久喜市教育委員会所管の委員等の委嘱又は任命について」の  
別紙資料につきましては、人事案件であるため非公開です。

【職種】

- 1 久喜市障がい児就学支援委員会委員
- 2 久喜市野久喜集会所運営委員会委員
- 3 久喜市内下集会所運営委員会委員
- 4 久喜市立図書館運営審議会委員

議案第 37 号

久喜市特別支援教育就学奨励費支給規則について

久喜市特別支援教育就学奨励費支給規則を、別紙のとおり制定したいので議決を求める。

令和 4 年 7 月 22 日提出

久喜市教育委員会  
教育長 柿 沼 光 夫

## 久喜市特別支援教育就学奨励費支給規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、久喜市立小学校又は中学校（以下「市立学校」という。）の特別支援学級に就学する者の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、特別支援教育就学奨励費（以下「就学奨励費」という。）を支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規則において「特別支援学級」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第81条第2項に規定する特別支援学級をいう。

2 この規則において「保護者」とは、学校教育法第16条に規定する保護者をいう。

3 この規則において「収入額」とは、特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号）第2条第1号の規定により文部科学大臣が定める算定方法の例により算定した世帯の収入の額をいう。

4 この規則において「需要額」とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）第8条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準の例により測定したその世帯の需要の額をいう。

### (支給対象者)

第3条 就学奨励費の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号のいずれかの者の保護者とする。

(1) 市立学校の特別支援学級に就学する児童又は生徒

(2) 市立学校の児童又は生徒で、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に規定する障害の程度に該当するもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、支給対象者とししないものとする。

(1) 生活保護法第13条に規定する教育扶助を受けている者

(2) 久喜市就学援助規則（平成22年久喜市教育委員会規則第19号）第

6条第1項の規定により就学援助の認定を受けている者

(3) 収入額が需要額の2.5倍以上の者

(就学奨励費の費目)

第4条 就学奨励費の対象となる費目は、次のとおりとする。

(1) 学用品費及び通学用品費

(2) 校外活動費

(3) 修学旅行費

(4) 新入学児童生徒学用品費

(5) 学校給食費

(6) オンライン学習通信費

(支弁区分)

第5条 支給対象者は、次の各号のいずれかに応じ、当該各号の支弁区分に区分するものとする。

(1) 収入額が需要額の1.5倍未満の者 支弁区分1

(2) 収入額が需要額の1.5倍以上2.5倍未満の者 支弁区分2

2 支弁区分1に該当する者に支出する就学奨励費の費目は、前条各号に掲げる費目とし、支弁区分2に該当する者に係る就学奨励費の費目は、前条第1号から第5号までに掲げる費目とする。

(就学奨励費の額)

第6条 就学奨励費の額は、予算の範囲内で、毎年度において教育委員会が定めるものとする。

(申請)

第7条 就学奨励費を受けようとする保護者（以下「申請者」という。）は、特別支援教育就学奨励費支給申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、久喜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定する日までに学校長を經由して教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 特別支援教育就学奨励費に係る収入額・需要額調書（様式第2号）
  - (2) 市町村（特別区を含む。以下同じ。）が発行した前年の収入を証明する書類
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類
- 2 前項の規定にかかわらず、前年の収入について市の公簿等で確認できる場合（申請者が、市が確認することを同意した場合に限る。）は、同項第2号に規定する書類の添付は、省略することができる。
- 3 申請者は、第1項の規定による申請をするときは、就学奨励費の請求、受領、物品購入等に係る代金の支払、返納等について、申請者に係る児童又は生徒が在籍する学校長に委任するものとする。

（支給認定及び支弁区分の決定）

第8条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、就学奨励費の支給認定の可否及び第5条第1項に規定する支弁区分を決定するものとする。

- 2 教育委員会は、前項の決定をしたときは、その結果を特別支援教育就学奨励費支給認定及び支弁区分決定通知書（様式第3号）又は特別支援教育就学奨励費支給不認定決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（就学奨励費の支給の方法）

第9条 就学奨励費は、前条の規定による支給認定を決定した申請者に支給するものとし、支給の方法は、第7条第3項の規定による委任により、当該申請者に係る児童又は生徒が在籍する学校の学校長に支給するものとする。

- 2 就学奨励費の支給は、年2回に分けて行うものとする。
- 3 申請者が市又は他の市町村から、第4条各号に規定する費目について他の給付を受けている場合は、当該給付を受けている費目に係る就学奨励費は支給しないものとする。

（書類の整備等）



第10条 学校長は、個人別支給台帳（様式第5号）及び学校給食費支給表（様式第6号）により、就学奨励費の出納状況を管理し、就学奨励費の支給状況を常に明らかにしておかなければならない。

（支給認定の取消し）

第11条 教育委員会は、申請者が虚偽の申請その他の不正な手段により就学奨励費を受給したときは、支給認定の決定を取り消すものとする。

（就学奨励費の返還）

第12条 教育委員会は、次のいずれかに該当するときは、支給した就学奨励費の一部又は全部を返還させることができるものとする。

- （1） 申請者が、第3条第2項に規定する者となったとき。
- （2） 前条の規定により支給の認定を取り消したとき。
- （3） 支給した就学奨励費が、支給対象とする費目に係る実際の支出額を上回ったとき。

（変更の届出）

第13条 申請者は、氏名又は住所等に変更が生じたときは、その変更の内容について、速やかに教育委員会に届け出るものとする。

（その他）

第14条 この規則に定めるもののほか、就学奨励費に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

特別支援教育就学奨励費支給申請書

年 月 日

久喜市教育委員会 あて

申請者（保護者） 住 所  
氏 名  
電話番号

（氏名は署名してください。記名押印も可能です。）

特別支援教育就学奨励費（以下「就学奨励費」という。）の支給を受けたいので、久喜市特別支援教育就学奨励費支給規則第7条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 学校名、児童・生徒氏名、学年

学校名	児童・生徒氏名	学年
久喜市立		年
久喜市立		年
久喜市立		年

2 添付書類

- (1) 特別支援教育就学奨励費に係る収入額・需要額調書（様式第2号）
- (2) 市区町村が発行した前年の収入を証明する書類（市が公簿等で確認できる場合は不要）
- (3) その他教育委員会が必要と認める書類（ ）

3 同意事項

- (1) 就学奨励費の支給認定及び支弁区分の決定に当たっての審査及び当該決定後の支給要件の確認等のため、教育委員会が、様式第2号「特別支援教育就学奨励費に係る収入額・需要額調書」に記載した申請者の世帯の住民情報及び税務情報、生活保護の受給状況及び久喜市就学援助規則の規定による就学援助費の受給状況を確認することに同意します。
- (2) 学校に納めるべき学用品費、学校給食費等に未納があった場合には、就学奨励費から充当することに同意します。
- (3) 転入した申請者については、転入前の市区町村における就学援助費及び就学奨励費の受給状況を確認することに同意します。

4 委任事項

市から受ける就学奨励費について、その受領、物品購入等に係る代金の支払、返納及び学用品費等の未納分への充当事務に関する一切の権限(事務)を対象となる児童生徒が在学中の学校の学校長に委任します。



様式第3号(第8条関係)

特別支援教育就学奨励費支給認定及び支弁区分決定通知書

久 第 号  
年 月 日

様

久喜市教育委員会 印

年 月 日付けで申請のあった特別支援教育就学奨励費について、久喜市特別支援教育就学奨励費支給規則第8条第1項の規定により、下記のとおり支給認定及び支弁区分を決定しましたので通知します。

記

- 1 児童生徒氏名 ( 学校 年)  
( 学校 年)  
( 学校 年)
- 2 支 弁 区 分

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、久喜市教育委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、久喜市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において久喜市を代表する者は、久喜市教育委員会です。

ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

特別支援教育就学奨励費支給不認定決定通知書

久 第 号  
年 月 日

様

久喜市教育委員会 印

年 月 日付けで申請のあった特別支援教育就学奨励費について、久喜市特別支援教育就学奨励費支給規則第8条第1項の規定により、下記のとおり不認定となりましたので通知します。

記

- 1 児童生徒氏名 ( 学校 年)  
( 学校 年)  
( 学校 年)
- 2 不認定理由

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、久喜市教育委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、久喜市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において久喜市を代表する者は、久喜市教育委員会です。

ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

保護者等の氏名		保護者等の住所				
久喜市立 学校 学年		〒				
児童・生徒氏名		Tel ( ) -				
支弁区分						
<input type="checkbox"/> 支弁区分1(第5条第1項第1号該当) <input type="checkbox"/> 支弁区分2(第5条第1項第2号該当)						
区 分	第 1 回 年 月 日	第 2 回 年 月 日	第 3 回 年 月 日			計
学 校 給 食 費	円					
修 学 旅 行 費	円					
校外活動費(宿泊なし)	円					
校外活動費(宿泊あり)	円					
学用品等購入費	円					
新入学児童生徒学用品費等	円					
オンライン学習通信費	円					
計	円					
受 領 印						
備考						

注 受領印は、別に受領に関する書類がある場合は不要



議案第 38 号

久喜市障がい児就学支援委員会への諮問について

久喜市立小中学校の就学予定者又は在学者のうち、教育上特別な支援を要する児童生徒等の就学判断について、別紙のとおり久喜市障がい児就学支援委員会へ諮問したいので議決を求める。

令和 4 年 7 月 22 日提出

久喜市教育委員会  
教育長 柿 沼 光 夫



別紙

久教指第 号  
令和4年 月 日

久喜市障がい児就学支援委員会委員長 様

久喜市教育委員会  
教育長 柿沼 光夫

就学判断について（諮問）

久喜市障がい児就学支援委員会条例第2条の規定に基づき、下記のことについて、貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 市立の小学校又は中学校に就学しようとする者又は在学する者のうち、障がいのある幼児、児童及び生徒について、障がいの種類、程度等を判断すること
- 2 障がいのある幼児、児童及び生徒の就学に係る教育的支援に関すること

議案第 39 号

令和 5 年度使用久喜市立小・中学校特別支援学級用教科用  
図書の採択について

令和 5 年度に久喜市立小・中学校の特別支援学級で使用する教科用  
図書について、別紙のとおり採択することについて議決を求める。

令和 4 年 7 月 22 日提出

久喜市教育委員会  
教育長 柿沼光夫

## 別紙

## 令和5年度使用久喜市立小・中学校特別支援学級用教科用図書採択一覧(案)

区分	教科	種目	発行者名	図書コード	書名	図書一覧頁 (議案参考資料)
小 ・ 中 学 校	国語	一般図書	(株) 同成社	A03	ゆっくり学ぶ子のための「こくご」3(改訂版)(文章を読む、作文・詩を書く)	p. 27
	社会	一般図書	(株) 岩崎書店	539	日本の自動車工業1 日本の自動車の生産としくみ	p. 2
	社会 (公民)	一般図書	(株) 東洋館出版社	001	くらしに役立つ社会	p. 27
	地図	一般図書	成美堂出版(株)	003	いちばんわかりやすい小学生のための学習世界地図帳	p. 23
	地図	一般図書	(株) 小学館	C01	ドラえもんちずかん1につぼんちず	p. 19
	算数	一般図書	(株) 日本図書センター	505	さんすうだいすき第8巻おおきなかず	p. 48
	算数	一般図書	(株) 同成社	C03	ゆっくり学ぶ子のための「さんすう」3(6~9のたし算、ひき算、位取り)	p. 27
	数学	一般図書	(株) 東洋館出版社	003	くらしに役立つ数学	p. 27
	理科	一般図書	(株) 小学館	契約予定 一覧外	小学館の図鑑NEO〔新版〕植物DVDつき	-
	理科	一般図書	(株) 東洋館出版社	004	くらしに役立つ理科	p. 27
	音楽	一般図書	(株) 小学館	569	ドラえもんの音楽おもしろ攻略リコーダーがふける	p. 20
	外国語	一般図書	(株) 三省堂	C01	親子でうたう英語うたの絵じてん	p. 19
	外国語	一般図書	成美堂出版(株)	007	CDつき小学生の英語レッスン絵でみて学ぼう英会話	p. 23
	道徳	一般図書	(有) KOBATO	538	心をのぼすソーシャルスキルトレーニング用ワークシート上	p. 18
道徳	一般図書	(株) 日本図書センター	533	もうモヤモヤしない! 気もちの伝え方	p. 48	